

議案第6号

木津川市国民健康保険税条例の一部改正について

木津川市国民健康保険税条例（平成20年木津川市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月25日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

府へ納付する国民健康保険事業費納付金の増加等により、現行の税率では特別会計として独立した財政運営が困難な状況となっていることから、府から示された標準保険料率を参考に、また木津川市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、所要の改正を行うものです。

木津川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

木津川市国民健康保険税条例（平成20年木津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.4</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、<u>28,000</u>円とする。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.0</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、<u>26,</u> <u>000</u>円とする。</p>

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3

<p>号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。) 以外の世帯 <u>23,800円</u></p>	<p>号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。) 以外の世帯 <u>21,000円</u></p>
<p>(2) 特定世帯 <u>11,900円</u> (3) 特定継続世帯 <u>17,850円</u></p>	<p>(2) 特定世帯 <u>10,500円</u> (3) 特定継続世帯 <u>15,750円</u></p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>
<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.8</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.2</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>
<p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,200円</u>とする。</p>	<p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,800円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p>
<p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,000円</u> (2) 特定世帯 <u>3,500円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,250円</u></p>	<p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,000円</u> (2) 特定世帯 <u>3,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>4,500円</u></p>

<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>
<p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、<u>100分の2.6</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、<u>100分の2.4</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>
<p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,400円</u>とする。</p>	<p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,400円</u>とする。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p>
<p>第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,600円</u>とする。</p>	<p>第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,200円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p>
<p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項</p>	<p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項</p>

本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

（1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等

本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

（1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等

の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について

19,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,660

円

(イ) 特定世帯 8,330円

(ウ) 特定継続世帯 12,4

95円

の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について

18,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,700

円

(イ) 特定世帯 7,350円

(ウ) 特定継続世帯 11,0

25円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る
後期高齢者支援金等課税額の被保
険者均等割額 被保険者（第1条
第2項に規定する世帯主を除
く。）1人について 7, 140
円

エ 国民健康保険の被保険者に係る
後期高齢者支援金等課税額の世帯
別平等割額 次に掲げる世帯の区
分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世
帯以外の世帯 4, 900円
(イ) 特定世帯 2, 450円
(ウ) 特定継続世帯 3, 67
5円

オ 介護納付金課税被保険者に係る
被保険者均等割額 介護納付金課
税被保険者（第1条第2項に規定
する世帯主を除く。）1人につい
て 7, 280円

カ 介護納付金課税被保険者に係る
世帯別平等割額 1世帯について
3, 920円

(2) 法第703条の5第1項に規
定する総所得金額及び山林所得金
額の合算額が、43万円（納税義
務者並びにその世帯に属する国民
健康保険の被保険者及び特定同一

ウ 国民健康保険の被保険者に係る
後期高齢者支援金等課税額の被保
険者均等割額 被保険者（第1条
第2項に規定する世帯主を除
く。）1人について 5, 460
円

エ 国民健康保険の被保険者に係る
後期高齢者支援金等課税額の世帯
別平等割額 次に掲げる世帯の区
分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世
帯以外の世帯 4, 200円
(イ) 特定世帯 2, 100円
(ウ) 特定継続世帯 3, 15
0円

オ 介護納付金課税被保険者に係る
被保険者均等割額 介護納付金課
税被保険者（第1条第2項に規定
する世帯主を除く。）1人につい
て 6, 580円

カ 介護納付金課税被保険者に係る
世帯別平等割額 1世帯について
3, 640円

(2) 法第703条の5第1項に規
定する総所得金額及び山林所得金
額の合算額が、43万円（納税義
務者並びにその世帯に属する国民
健康保険の被保険者及び特定同一

世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について

14,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,900円

(イ) 特定世帯 5,950円

(ウ) 特定継続世帯 8,925円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条

世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について

13,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,500円

(イ) 特定世帯 5,250円

(ウ) 特定継続世帯 7,875円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条

第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5, 100円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 500円

(イ) 特定世帯 1, 750円

(ウ) 特定継続世帯 2, 625円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5, 200円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2, 800円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数か

第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3, 900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 000円

(イ) 特定世帯 1, 500円

(ウ) 特定継続世帯 2, 250円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4, 700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2, 600円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数か

ら 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 54 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について
5,600 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,760 円
(イ) 特定世帯 2,380 円
(ウ) 特定継続世帯 3,570 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 2,040 円

エ 国民健康保険の被保険者に係る

ら 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 54 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について
5,200 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200 円
(イ) 特定世帯 2,100 円
(ウ) 特定継続世帯 3,150 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 1,560 円

エ 国民健康保険の被保険者に係る

<p>後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,400円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>700円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,050円</u></p> <p>才 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,080円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,120円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応</p>	<p>後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,200円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>600円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>900円</u></p> <p>才 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,880円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,040円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応</p>
---	---

じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 4, 200 円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 7, 000 円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 11, 200 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14, 000 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 530 円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 550 円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 4, 080 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 100 円

じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3, 900 円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 6, 500 円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 10, 400 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13, 000 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 170 円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 950 円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 120 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3, 900 円

3 (略)

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の木津川市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 6 号 木津川市国民健康保険税条例の一部改正について						
担 当 課	国保年金課 国保年金係						
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	国保運営の安定を図るため、府が示す標準保険料率を参考に保険税率を改定するものです。						
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度に税率改定を実施して以来、令和 6 年度まで国保財政調整基金を活用することにより、税率改定を行わず、現行税率のまま据え置いたところ、市の保険税率と府の標準保険料率が大きく乖離し、現行税率のままでは国保財政の安定的な運営が図れず、令和 7 年度予算での税率改定は必須となった。 この間の市国保運営協議会の意見も踏まえ、課内において適正な保険税率等の試算、協議・検討を実施し、市国保運営協議会への諮問案を決定。 市国保運営協議会における税率改定を諮問（審議） (1月 24 日) 答申（1月 30 日） 政策決定（1月 30 日） 						
市民参加の状況	<p><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p>木津川市国民健康保険運営協議会を開催</p>						
市総合計画の位置付け	<table border="0"> <tr> <td>基本方針</td> <td>3 誰もが安心して暮らせる福祉都市の創造</td> </tr> <tr> <td>施策目標</td> <td>(2) ともに支え合う地域福祉の充実</td> </tr> <tr> <td>施 策</td> <td>13 安心して医療をうけられる体制づくり</td> </tr> </table>	基本方針	3 誰もが安心して暮らせる福祉都市の創造	施策目標	(2) ともに支え合う地域福祉の充実	施 策	13 安心して医療をうけられる体制づくり
基本方針	3 誰もが安心して暮らせる福祉都市の創造						
施策目標	(2) ともに支え合う地域福祉の充実						
施 策	13 安心して医療をうけられる体制づくり						
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	<p><input checked="" type="checkbox"/>単年度（令和 7 年度） <input type="checkbox"/>複数年度（ 年度）</p>						
将来にわたる効果及び 経費の状況	適正な保険税率により、安定的な事業運営に必要な財源を確保できる。						